

## 職員の勤務労働条件について（小委員会交渉）

令和元年7月19日（金）

局側：総務部職員課長他

組合側：市従環境事業支部副支部長他

（局側）

5月20日に大阪市従業員労働組合環境事業支部から申入れを受けた「自治労現業統一闘争に関する要求」について、1点目、2点目、3点目、4点目、5点目、6点目、9点目、10点目を交渉事項として取り扱うこととし、当局としての回答をお示しいたします。

まず、1点目と2点目と5点目ですが本市の「市政改革プラン2.0」では、平成28年度から平成31年度までを取組期間とし、「質の高い行財政運営の推進」、「官民連携の推進」、「改革推進体制の強化」の3つの改革の柱のもとに、52件の目標とそれを達成するための94件の取り組みを設定し、改革を推進しています。

当局においては、平成29年6月に「家庭系ごみ収集輸送事業改革プラン」を策定し、「経費の削減」と災害時の対応を含めた「市民サービスの向上」の二本の柱を打ち立て、改革を進めているところです。最終年度に当たる今年度においては、改革プランの成果について検証・分析を行い、検証結果をもとに今後の方向性を決定することとしており、引き続き、強力に改革を進めていかなければなりません。

災害対策としては、災害発災直後から、環境事業センターがコントロールタワーとなって、一時的に増量すると見込まれる粗大ごみ等を含めた生活ごみ・避難所ごみに対応できる収集体制を確保することは必要不可欠であると考えており、今後、より一層、地域・区役所と連携した取り組みを進めてまいりたいと考えております。いずれにしましても、「改革プラン」の実現に向けた取組を進める中で、職員の勤務労働条件に係る事項については、協議を行いたいと考えており、労働組合におかれましても、ご理解とご協力をお願いいたします。

なお、大阪市・八尾市・松原市環境施設組合とは、今後もこれまで培ってきた収集輸送事業と焼却処理処分事業の一体的な対応を十分に踏まえて、連携を図っていきたくて考えております。

3点目と6点目の項目についてですが、この間、「雇用と年金の接続」を図るため、「大阪市再任用制度要綱」に基づき、退職前の勤務成績が良好であり、任用する職の職務遂行に必要な知識・経験を有し、公務内の職務を遂行できると認められる者の中から、選考によりフルタイムによる再任用を実施しており、引き続き、業務実態等をふまえ、対応をしてまいります。

4点目の昇格制度については、「大阪市労使関係に関する条例施行規則」第4条に

掲げる「各所属が適法に管理し、又は決定することができるもの」に該当しないことから、当局での交渉事項とはなりません、転任制度に関する要求内容については、関係先に働きかけたいと考えているところです。

現業管理体制における主任の配置については、現場のマネジメント力の強化等を図るため、定曜日、地域担当に再編いたしました。引き続き、適正な配置を行ってまいります。

9点目の項目についてですが、公務災害の未然防止や再発防止の観点から、災害状況の把握や原因究明は非常に重要であり、これまでから環境局安全衛生委員会において意見交換を実施するとともに、安全衛生について、職員に対し積極的な周知に努めているところです。

また、公務上の交通事故防止対策の充実・強化も非常に重要な課題であり、引き続き運行管理システム等を有効に活用しながら、交通事故の防止と運転マナーの向上に努めてまいりたいと思います。

さらに、職員の労働環境については、局として主体的に対応したいと考えております。

10点目の項目については、この間、貴支部より職員の作業負荷を軽減する観点からも被服の改善要求をお受けしてきたところです。当局といたしましても、関係部署での検討を重ねるとともに、貴支部のご指摘を踏まえ、局貸与の夏用作業服上衣に代わり、吸汗速乾生地 of 長袖ポロシャツへ仕様変更を行い、既に各職員に貸与いたしました。作業用合羽については、雨水の浸透についてのご指摘を、この間、いただいていたところです。本年度より、ご指摘をふまえ、作業用合羽に生地等の仕様を変更し改善を行うとともに、局安全衛生委員会で、導入を検討してきたスニーカータイプの作業靴についても、主に収集業務に従事する職員に貸与してまいります。

以上でございます。

(組合側)

ただいま、当局より自治労現業統一闘争にかかる要求に対する回答がなされたところでありますが、昇格条件の改善について、去る6月20日の市従本部と人事室との交渉において、市側より、技能労務職給料表2級については、現在、業務主任への任用を伴うものとなっておりますが、今般、市民ニーズが複雑・多様化していることに伴い、業務主任の負担が増えている現状を踏まえ、業務主任を補佐する役割等を担う2級班員を、必要に応じて新たに設置するとの方向が示されました。支部としては、2級班員の 신설等の昇格条件の改善については、本部に結集する立場から、基本的には了承することとなりますが、選考応募資格において、人事評価の相対評価区分が2年連続第2区分以上といった限定的な内容となっております。より一

層の組合員の納得性の向上、業務主任選考応募資格との整合性を図る観点からも、例えば、人事評価点3.0点以上の職員に応募を認めるなどの改善が必要と考えます。局としての現時点での考え方を示すことを求めます。

#### (局側)

「大阪市労使関係に関する条例施行規則」第4条に掲げる「各所属が適法に管理し、又は決定することができるもの」に該当しないことから、当局での交渉事項とはなりません。応募資格については、当局としても一定の改善が必要と考えているところであり、関係先に働きかけてまいりたいと考えています。

#### (組合側)

当局より、昇格条件の改善についての現時点の考え方が示されました。引き続き、局として応募資格の改善に向け、取り組むことを要請しておきます。

次に、各要求項目にかかる回答の内容は、労働組合との協議事項については、当局としての考え方が示されたものと認識するところであります。

しかしながら、すべてについて回答がなされていませんから、それらの課題については、私たちとしても、引き続き取り組んでまいりたいと考えています。また、私たちの問題意識については、5月20日に申し入れた「自治労現業統一闘争に関する要求」の内容のとおりでありますから、引き続き問題の解決に向け、当局としても努力されるよう求めておきたいと思えます。

その上で、私たちとしても、取り巻く状況に適切に対応し、引き続き、大規模地震などの災害発生時における初動体制の確立をめざすとともに、きめの細かい作業を実施すべく、定曜日・定時収集の実施や、全国に先駆けて取り組んだふれあい作業やふれあい安心パトロール等、自治体の礎として実績を積み上げてきました。

また、「改革プラン」の実現にあたっては、「直営」で培った経験とノウハウがなければ、実現できないものと考えますから、公共関与が必要な事業においては、引き続き「直営」を基本とすることを求めておきたいと思えます。

「改革プラン」も最終年度を迎えます。私たちとしても「改革プラン」を達成することにより、「組合員の雇用の確保と生活と権利を守る」ものと考えていますが、適切な勤務労働条件のもと、業務を着実に遂行することが、改革プランの達成にも大変重要であると考えますから、組合員の勤務労働条件にかかる事項については、労使協議及び情報提供を尽くされるよう改めて求めます。

次に、私たちは、これまでから環境問題や廃棄物事業は、机上の論理だけでは律しきれない事柄であるとして、コスト論や利益のみを優先する対策ではなく、市民生活・環境を守ることを第一に考えてきました。

こうしたことから、大阪市における廃棄物行政のあり方や、新たな廃棄物行政の

確立に向けた取り組みを強めることとしますが、当局としても、行政責任のもと、ごみの収集と処理の一体的対応を積極的に取り組まれるとともに、職員の仕事に対するやりがいや、やる気を失わせないように、適切な処遇・労働環境の確保、被服の改善について努力を重ねられるよう、強く要請しておきたいと思えます。

自治労は、現業・公企統一闘争については、春闘段階から年間を通じた取り組みを進めるとして、第1次、第2次の取り組みゾーンを設定して闘いの強化を図ることとし、市従本部は、自治労に結集する立場から取り組みを進めています。そうしたことから、この時期をもって全ての事項を解決することには成りませんが、本日以降の精力的な取り組みと交渉・協議を重ね、労使合意に向け、誠意をもって対応されるよう改めて要請するとともに、現時点の局回答を基本的に了承することとします。

最後になりますが、本日の現業統一闘争については市従本部指令に基づく行動でありますから、以降の取り扱いについてもそれに基づくものとなることを、あらためて申しあげたいと思えます。

(局側)

以上で、本日の交渉を終了します。